

温泉成分、禁忌症、適応症及び入浴上の注意

- 源泉名 小湊実入温泉
- 泉質 ナトリウム-塩化物冷鉱泉
(低張性・弱アルカリ性・冷鉱泉)
- 源泉の温度 22℃ (気温21℃) ・使用場所の温度: 41℃
- 温泉の成分 (試料1kg中の成分・分量及び組成)
(イ) 陽イオン

成分	ミリグラム(mg)	ミリバール(mval)	ミリバール%(mval%)
ナトリウムイオン (Na ⁺)	1094	47.59	73.07
カリウムイオン (K ⁺)	35.8	0.92	1.41
マグネシウムイオン (Mg ²⁺)	106.9	8.80	13.51
カルシウムイオン (Ca ²⁺)	156.3	7.80	11.98
アルミニウムイオン (Al ³⁺)	<0.1	-	-
鉄(II)イオン (Fe ²⁺)	<0.1	-	-
鉄(III)イオン (Fe ³⁺)	0.4	0.02	0.03
マンガンイオン (Mn ²⁺)	0.1	0.00	0.00
陽イオン計	1393.5	65.13	100

(ロ) 陰イオン

成分	ミリグラム(mg)	ミリバール(mval)	ミリバール%(mval%)
フッ素イオン (F ⁻)	0.2	0.01	0.01
塩素イオン (Cl ⁻)	1903	53.68	78.81
硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	420.3	8.75	12.85
炭酸水素イオン (HCO ₃ ⁻)	337.7	5.53	8.12
炭酸イオン (CO ₃ ²⁻)	1.3	0.04	0.06
硝酸イオン (NO ₃ ⁻)	6.3	0.10	0.15
硫化水素イオン (HS ⁻)	<0.1	-	-
チオ硫酸イオン (S ₂ O ₃ ²⁻)	0.1	0.00	0.00
陰イオン計	2668.9	68.11	100

(ハ) 遊離成分

非解離成分	ミリグラム(mg)	ミリモル(mmol)
メタケイ酸 (H ₂ SiO ₃)	65.2	0.83
メタホウ酸 (HBO ₂)	2.7	0.06
メタ亜ヒ酸 (HASO ₂)	-	-
非解離成分計	67.9	0.89

溶存物質計
(ガス性のものを除く)
4.130g/Kg

溶存ガス成分	ミリグラム(mg)	ミリモル(mmol)
遊離硫化水素 (H ₂ S)	<0.1	-
遊離二酸化炭素 (CO ₂)	6.9	0.16
溶存ガス成分計	6.9	0.16

成分総計
4.137g/Kg

(ニ) その他の微量成分 (mg/Kg)

- 総水銀(Hg) : 0.0005未満
- 銅(Cu) : 0.02未満
- 鉛(Pb) : 0.01未満
- 総ヒ素(As) : 0.01未満

温泉利用許可施設名

豊明殿 貸切の湯

5 浴用の禁忌症	6 浴用の適応症
一般禁忌症 ・急性疾患 (特に熱のある場合) ・活動性の結核 ・重い心臓病 ・腎不全 ・高度の貧血 ・その他一般に病勢進行中の疾患 ・妊娠中 (特に初期と末期)	一般適応症 ・神経痛 ・五十肩 ・うちみ ・痔疾 ・疲労回復 ・健康増進 ・筋肉痛 ・運動麻痺 ・くじき ・冷え症 ・慢性皮膚病 ・関節痛 ・関節のこわばり ・慢性消化器病 ・病後回復期 泉質別適応症 ・きりきず ・虚弱児童 ・やけど ・慢性婦人病
7 入浴の方法及び注意	
(1)温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし、3回までとすること。 (2)温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を相当とすること。 (3)温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり (湯さわりの又は浴湯反応) が現れることがある。 「湯あたり」の間は入浴回数を減じ、又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。 (4)以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。 ア 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるに従って延長してもよい。 イ 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。 ウ 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない (湯ただれを起こしやすい人は、逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。 エ 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。 オ 次の疾患については原則として高温浴 (42℃以上) を禁忌とする。 (イ)高度の動脈硬化症 (ロ)高血圧症 (ハ)心臓病 カ 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。 キ 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。 ク 飲酒しての入浴は特に注意する。	
8 分析年月日	平成20年10月9日
9 登録分析機関の名称 登録番号	株式会社 上総環境調査センター 登録番号 千葉県登録第2号
10 分析者	草場裕滋
11 温泉に水を加え公共の浴用に供する場合	その理由
12 温泉を加温して公共の浴用に供する場合	その理由 入浴に適した温度に保つため、加温しています。
13 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合	その理由 温泉資源の保護のため、循環ろ過装置を使用しています。
	ろ過を実施している場合 その理由 衛生管理のため、循環ろ過装置を使用しています。
14 温泉に入浴剤を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合。	当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由 衛生管理のため、塩素系薬剤を使用しています。